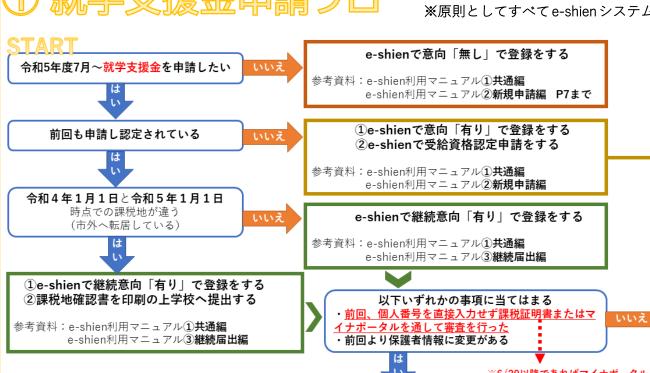




※原則としてすべてe-shienシステム上にて申請



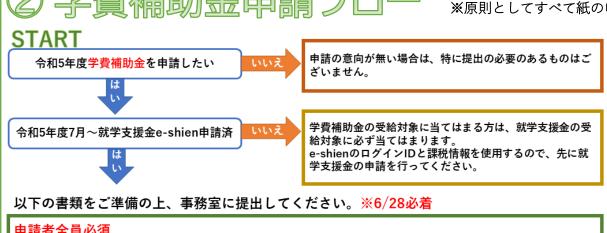


(前回課税証明書またはマイナポータルを通して申請した方は、個人番号の入力を行う)

参考資料:e-shien利用マニュアル①共通編 e-shien利用マニュアル4変更手続編 ※6/20以降であればマイナポータル を使った申請が可能ですが、不具合 が多いため左記に従って個人番号を 入力されることを推奨いたします。

## 学費補助金申請フロー

※原則としてすべて紙の申請書での提出



## 申請者全員必須

■第1号様式の1「学費軽減申請書(学費補助金申請用)」



## 該当者のみ

- ■生活保護世帯の方:「生活保護受給証明書」
- ■多子世帯の方:第1号様式別紙3「健康保険証貼付台紙」
- 一対象:世帯年収約700〜910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が<u>3名以上</u>いる世帯
- ※対象となるか分からない方は念のため提出されることをお勧めいたします。

また、4名以上いる場合でも、3名分の提出で構いません。

